

令和7年度川崎市使用教科用図書採択方針

1 目的

教科用図書は、各学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として使用を義務付けられているものであり（※1・※2）、児童生徒が学習を進める上で極めて重要な役割を果たすものである。よって、本市学校教育の充実に最も適した教科用図書を採択するとともに、その手続の公正かつ適正を期すため、「令和7年度川崎市使用教科用図書採択方針」（以下「採択方針」という。）を定めるもの

※1 学校教育法（昭和22年法律第26号）

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

2・3 （略）

4 教科用図書及び第2項に規定する教材以外の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

5 （略）

※2 学校教育法

第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第46条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。

2 採択の基本的な考え方

（1）採択の権限

教科用図書の採択とは、学校において使用を義務付けられている教科用図書について、現在発行されている教科用図書の中から具体的に選定することをいい、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及びその他関係法令に基づき、教育委員会がその責任と権限の下（※3）、公正かつ適正に実施するものとされている。

※3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

（1）～（5） （略）

（6）教科書その他の教材の取扱いに関すること。

（7）～（19） （略）

(2) 採択する教科用図書

令和6年度は、川崎市立学校において令和7年度に使用する教科用図書を採択する。なお、採択対象とする教科用図書は、文部科学省が作成する教科書目録に登録された教科用図書とするが、学校教育法附則第9条に規定する学校等においては、先の教科用図書以外の教科用図書を使用することができる(※4)。

※4 学校教育法

附 則

第9条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項(第49条、第49条の8、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

2 (略)

(3) 教科用図書の調査審議

教科用図書の調査審議は、「教科書目録」に登録された教科用図書について、調査審議の観点に基づき、十分に行うものとする。

(4) 採択の透明化

教育委員会は、採択の公正確保に向けて、採択方針及び採択手順を事前に定め、公表するものとする。また、教育委員会における採択は公開するとともに、教科用図書選定審議会報告書等の資料については採択終了後に公開するなど、採択の透明化に努めるものとする。

(5) 静ひつな採択環境の確保

教科用図書の採択を公正かつ適正に行うため、教科用図書について誹謗・中傷等が行われる中で採択がされたり、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められたなどの疑念が抱かれたりすることのないよう、静ひつな採択環境を確保するものとする。

(6) 採択地区

ア 小学校及び中学校における採択地区(※5・※6・※7)は1地区とする。

採択地区の名称	採択地区に含まれる地域
川崎地区	川崎区 幸 区 中原区 高津区 宮前区 多摩区 麻生区

イ 川崎高等学校附属中学校及び高等学校は学校ごとに採択を行う。特別支援学校及び特別支援学級は一括で採択を行う。

※5 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）

（採択地区）

第12条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。

3 （略）

※6 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

（教科用図書の採択）

第13条 （略）

2 （略）

3 公立の中学校で学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前2項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4～6 （略）

※7 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

（指定都市に関する特例）

第16条 指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）については、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第12条第1項の規定にかかわらず、指定都市の区若しくは総合区の区域又はこれらの区域を併せた地域に、採択地区を設定しなければならない。

2 指定都市の教育委員会は、第10条の規定によって都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。

3 第13条第3項及び第6項の規定は、前項の採択について準用する。

（7）採択時期

採択は、令和6年8月31日までにを行うものとする（※8）。また、9月1日以後において新たに教科用図書を採択する必要性が生じたときは、速やかに採択を行うものとする。

※8 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）

（採択の時期）

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならない。

2 （略）

3 教科用図書の調査審議

(1) 教科用図書選定審議会

教科用図書の審議を行うため、川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）に基づき川崎市教科用図書選定審議会（以下「審議会」という。）を設置し、教育委員会が教科用図書の調査審議を諮問する。

審議会は、調査研究会からの報告等を参考に調査審議し、全ての教科用図書に関する審議結果を教育委員会へ答申する。

(2) 調査研究会

中学校における調査研究会は、教育委員会からの依頼を受け、教科ごとに教科用図書の内容を調査研究し、審議会へ報告する。高等学校においては、校内調査研究会により選定候補となった全ての教科用図書に関する内容を調査研究し、校内採択候補検討委員会へ報告する。

(3) 校内採択候補検討委員会

各高等学校は、校長を長とし、校内とりまとめ担当者を中心とした校内採択候補検討委員会を設置し、各校の教科用図書採択の観点及び採択候補一覧を作成し、審議会へ報告する。

(4) 校内調査研究会

校内調査研究会は、教育委員会からの依頼を受け、教科用図書の内容を調査研究し、中学校は調査研究会、高等学校は調査研究会及び校内採択候補検討委員会へ報告する。また、特別支援学校及び特別支援学級設置校は、特別支援学校用教科用図書及び学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の内容を調査研究し、審議会へ報告する。

(5) 調査審議の観点

教科用図書の採択に当たっては、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法の理念の実現に向けて、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。

ア 学習指導要領との関連

○学習指導要領の各教科の目標や教育内容の主な改善事項を踏まえているか。

イ 編集の趣旨と工夫

○編集の趣旨は適切であるか。

○編集上の創意工夫はなされているか。

ウ 内容

○内容の程度は、児童生徒の発達の段階に即して適切であるか。

○既習内容を定着させるため、繰り返し学習させる内容は充実しているか。

○社会的状況を反映した題材を取り上げ、児童生徒が興味を持って学習できるように配慮されているか。

○他の教科等との関連が必要に応じて取り上げられているか。

- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。
- 児童生徒の理解や習熟の程度に応じた、発展的な学習の内容の取扱いは適切であるか。
- 川崎市の教育が大切にしている視点を踏まえているか。
- 小中高の学習の連続性を踏まえ、学校間で連携を図れるものであるか。

エ 構成・分量・装丁

- 内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。
- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、児童生徒が使いやすいように配慮されているか（学習者用デジタル教科書が発行されている場合は、学習者用デジタル教科書も含む。）。

オ 表記・表現

- 文章表現や漢字・仮名遣い・用語・記号・計量単位・図版などの使用は適切であるか。
- 文字の大きさ・字間・行間・書体などは適切であるか。
- 文章・図版などの割付けは適切であるか。

4 教科用図書の採択手順

(1) 小学校用教科用図書の採択

小学校用教科用図書は、現在使用している教科用図書と同一のものを採択（※9・※10）する。

(2) 中学校及び川崎高等学校附属中学校用教科用図書の採択

中学校用及び川崎高等学校附属中学校用教科用図書（※11）は、調査審議を実施し、新たに採択を行う。採択手順は、別紙「採択の手順フロー図①」のとおり行う。

(3) 高等学校用教科用図書の採択

採択手順は、別紙「採択の手順フロー図②」のとおり行う。

・教科用図書採択の観点及び採択候補一覧の作成

ア 校内調査研究会は、教科ごとに全ての教員で構成する。1人しか配置されていない教科については、複数の教科で構成するなどの対応を図る。

イ 調査研究会は、各高等学校の全日制・定時制課程で、教科ごとに選任する。

ウ 校内採択候補検討委員会は、校長を委員長とし、校内とりまとめ担当者を中心として組織する。

エ 校内調査研究会は、教科用図書採択の観点を作成するとともに、教科ごとに選定候補となる複数の教科用図書について調査研究を行い、調査研究会及び校内採択候補検討委員会に報告書を提出する。発行者が1社のみ教科用図書については、その教科用図

書について調査研究を行い、報告書を提出する。

オ 調査研究会は、選定候補となった全ての教科用図書に関する内容の調査研究を行い、各高等学校の校内採択候補検討委員会へ報告書を提出する。

カ 校内採択候補検討委員会は、調査審議の観点を踏まえ、校内調査研究会及び調査研究会の報告書を基に、教科用図書採択の観点及び採択候補一覧を作成し、審議会に提出する。採択候補一覧には、採択候補となる教科用図書及び選定候補として調査研究を行った採択候補以外の教科用図書についての調査研究内容を掲載する。

(4) 特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択

採択手順は、別紙「採択の手順フロー図③」のとおり行う。

ア 特別支援学校用教科用図書及び学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、校内調査研究会において調査研究を行い、審議会に報告書を提出する。

イ 特別支援学校の高等部で使用する教科用図書については、現在のところ特別支援学校用の文部科学省著作教科用図書及び検定済教科用図書も発行されていないため、教育課程について十分検討のうえ、適切な高等学校用教科用図書又は学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択するものとする。

※9 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

※10 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

(同一教科用図書を採択する期間)

第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

2・3 (略)

※11 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(教科用図書の採択)

第13条 (略)

2 (略)

3 公立の中学校で学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は前2項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4～6 (略)

5 教科用図書展示会

教科用図書の適正採択に資するため、教科用図書の見本を展示する「教科用図書展示会」を開催するものとする（※12）。

※12 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）

（教科書展示会）

第5条 都道府県の教育委員会は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かなければならない。

2 （略）

<開催期間（予定）>

令和6年6月7日（金）から7月31日（水）まで

<会場・日時一覧（予定）>

・川崎市教育文化会館（川崎区富士見2-1-3）

令和6年6月28日（金）～7月3日（水）午前10時～正午 午後1時～午後6時

・川崎市教育文化会館大師分館（川崎区大師駅前1-1-5 川崎大師パークホームズ2階）

令和6年6月7日（金）～6月26日（水）（ただし、17日（月）は除く。）午前9時～正午 午後1時～5時（最終日は午後4時まで）

・川崎市幸市民館（幸区戸手本町1-11-2）

令和6年7月5日（金）～7月10日（水）午前10時～正午 午後1時～午後6時

・川崎市教育会館（中原区下沼部1709-4）

令和6年6月7日（金）～6月26日（水）（ただし、土・日を除く。）午前9時～正午 午後1時～午後5時

・川崎市総合教育センター（高津区溝口6-9-3）

令和6年6月7日（金）～6月28日（金）午前9時～正午 午後1時～午後6時

・川崎市宮前市民館（宮前区宮前平2-20-4）

令和6年7月12日（金）～7月17日（水）（ただし、16日（火）は除く。）午前10時～正午 午後1時～午後6時

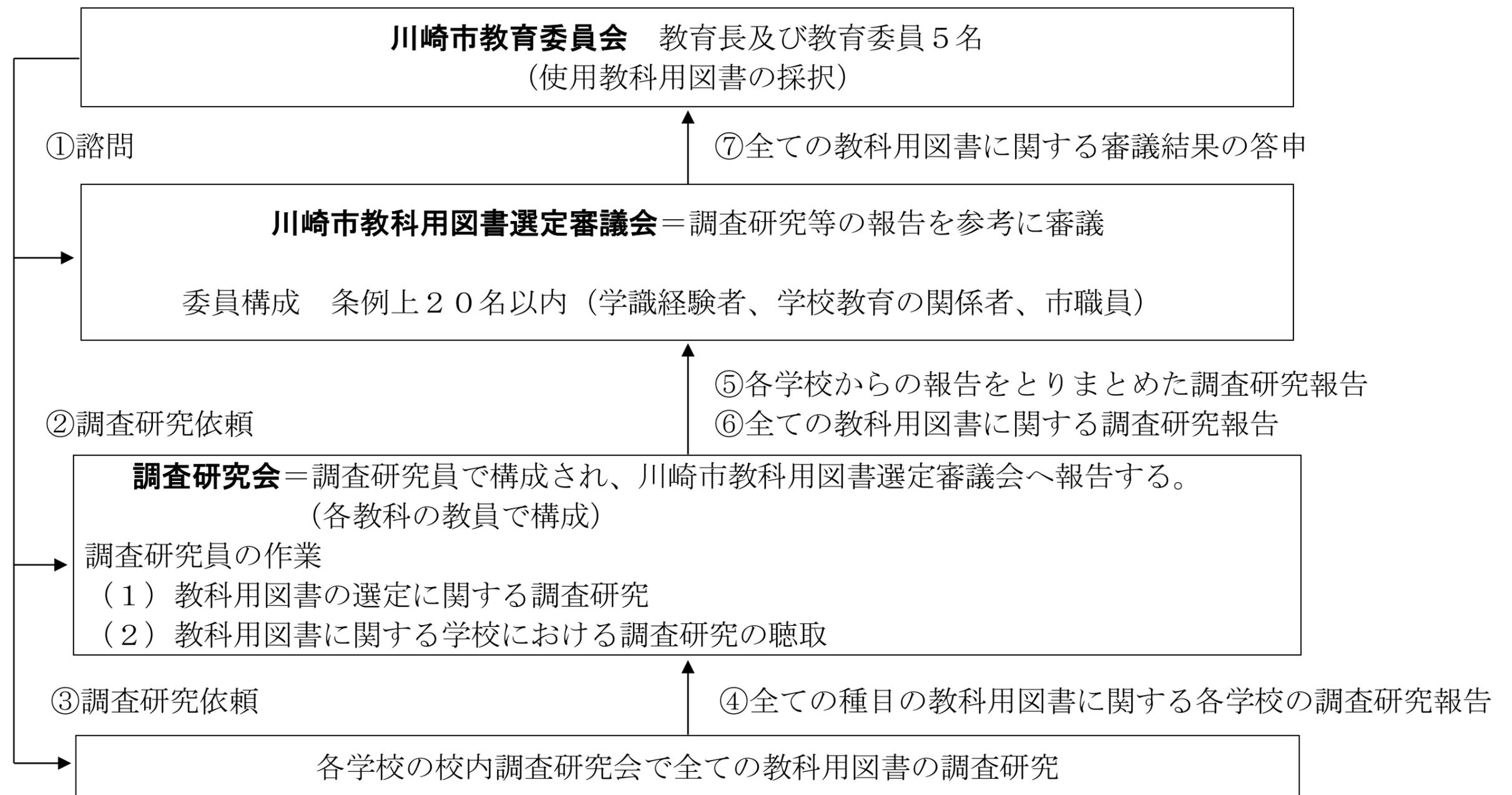
・川崎市多摩市民館（多摩区登戸1775-1）

令和6年7月19日（金）～7月24日（水）（ただし、20日（土）は除く。）午前10時～正午 午後1時～午後6時

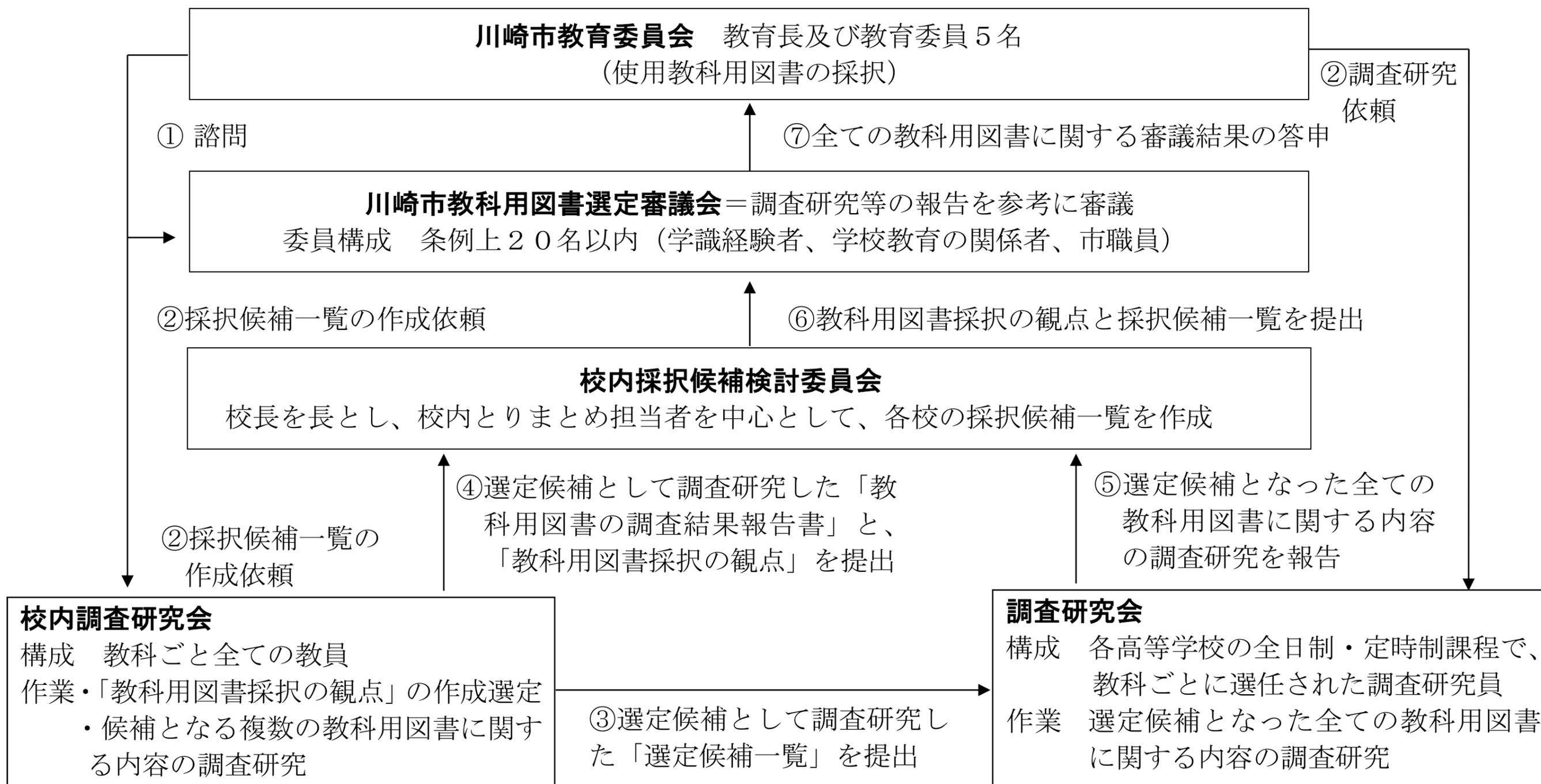
・川崎市麻生市民館（麻生区万福寺1-5-2）

令和6年7月26日（金）～7月31日（水） 午前10時～正午 午後1時～午後6時

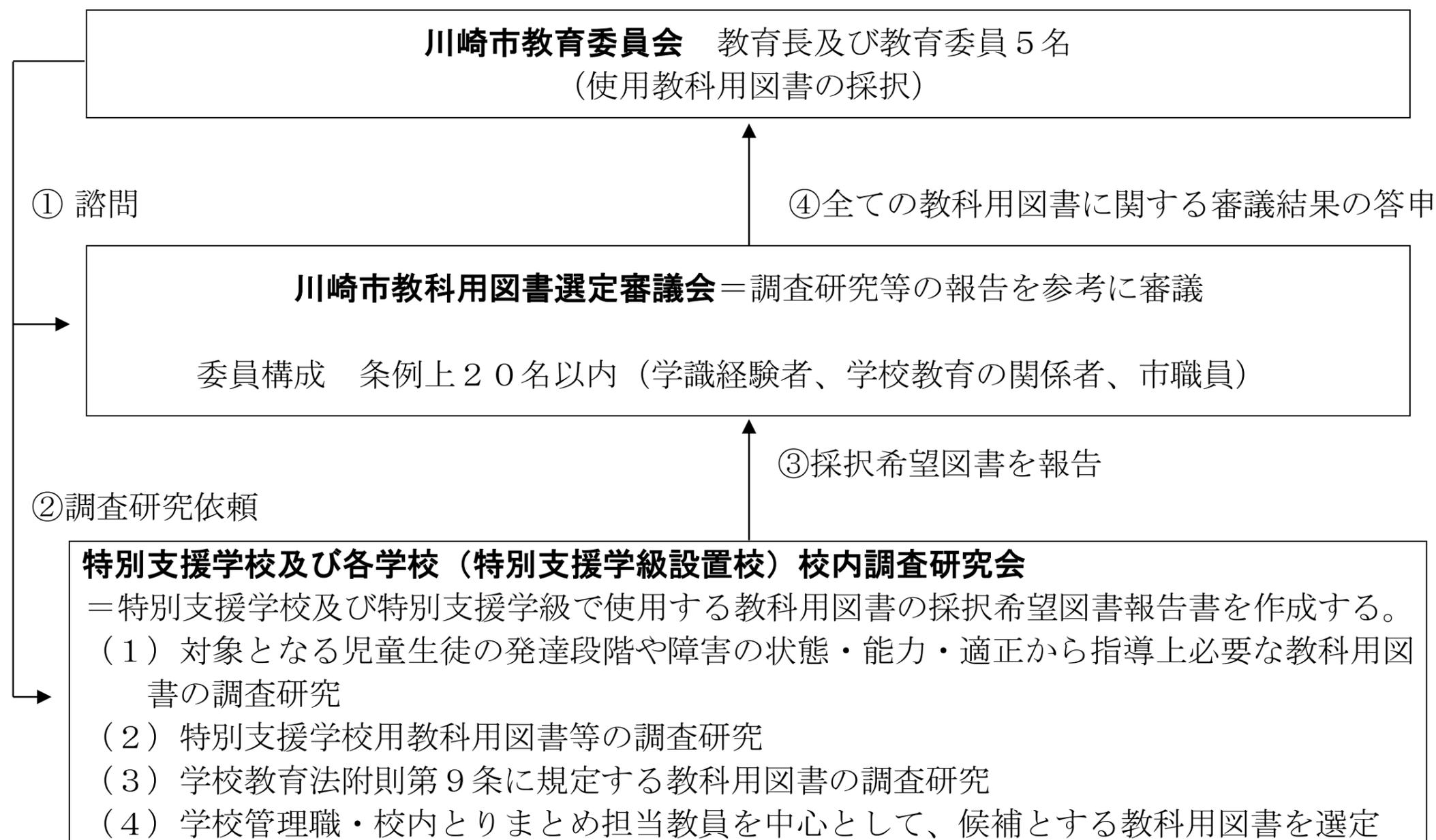
中学校における教科用図書の採択手順



高等学校における教科用図書の採択手順



特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択手順



令和6年度 川崎市教科用図書採択スケジュール

月 日	名 称	内 容
4月10日	教育委員会	教科用図書の採択方針・採択に係る諮問
4月26日	第1回川崎市教科用図書選定審議会	委嘱状交付、趣旨説明
5月7日 5月15日	調査研究会	委嘱状伝達、趣旨説明
6月7日～ 7月31日	教科用図書展示会	教科用図書の見本の展示 【川崎区】川崎市教育文化会館 【川崎区】川崎市教育文化会館大師分館 【幸 区】川崎市幸市民館 【中原区】川崎市教育会館 【高津区】川崎市総合教育センター 【宮前区】川崎市宮前市民館 【多摩区】川崎市多摩市民館 【麻生区】川崎市麻生市民館 (開催日時は、各会場によって異なる)
6月28日	第2回川崎市教科用図書選定審議会	調査審議等
7月8日	第3回川崎市教科用図書選定審議会	調査審議等
7月18日	第4回川崎市教科用図書選定審議会	調査審議等
7月23日	川崎市教科用図書選定審議会答申	答申
8月25日	教育委員会	令和7年度使用教科用図書採択

令和6年度 教科用図書展示会 来場者数・アンケート通数

会 場	日 程	来場者数(人)	アンケート通数(通)
教育文化会館	令和6年6月28日(金)～令和6年7月3日(水)	35	16
大師分館(プラザ大師)	令和6年6月7日(金)～令和6年6月26日(水) (6月17日(月)を除く。)	49	7
幸市民館	令和6年7月5日(金)～令和6年7月10日(水)	95	52
教育会館	令和6年6月7日(金)～令和6年6月26日(水) (ただし、土曜日及び日曜日を除く。)	66	37
総合教育センター	令和6年6月7日(金)～令和6年6月28日(金)	31	17
宮前市民館	令和6年7月12日(金)～令和6年7月17日(水) (7月16日(火)を除く。)	198	36
多摩市民館	令和6年7月19日(金)～令和6年7月24日(水) (7月20日(土)を除く。)	114	57
麻生市民館	令和6年7月26日(金)～令和6年7月31日(水)	430	72
会場不明分(未記載)			1
合計		1018	295

■ 令和6年度川崎市教科用図書選定審議会意見等一覧

	学識者分科会	校長分科会	保護者分科会
国語	<ul style="list-style-type: none"> ●目次やつけたい力の一覧は、細かく表示してある方がよい。 ●読書活動は自分の読書生活につながるのがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●単元のつながりが分かりやすい方がよい。 ●語彙の充実に関するページは大切である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●身に付けたい力を明確にした方がよい。 ●情報の整理の仕方や学びの進め方を分かりやすく提示することが大切である。
書写	<ul style="list-style-type: none"> ●教科書の毛筆の文字手本は、半紙と同じサイズの見開きページの方がよい。 ●他教科や日常と書写で学んだことをつなげることが大切である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●比較しながら、文字を書くポイントに気付かせることが大切である。 ●行書の書き方のポイントを色分けして示しているのが分かりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●筆の片付け方は、知識・技能を習得する上で重要である。 ●右利きと左利きの生徒に対しての掲載の仕方について、記入欄を文字手本の下にしているのはよい。 ●字を通して思いを伝えることが大切である。
社会 (地理的分野)	<ul style="list-style-type: none"> ●単元の導入やまとめの学習に工夫やつながりがあり、生徒が学習しやすいような示し方をしている。 ●教科書の最初に地理的な見方・考え方が示されている。 ●地図帳との関わりや他教科、小学校との学びとの関わり等が示されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●本文と資料の関係性が大切となるが、地理の教科書と地図帳との関連が見られるとよい。 ●生徒自身が今何を学んでいるのかが見えるものがよい。 ●学習を振り返るページで白地図になっているものがあり、書き込めるようになっているのがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ユニバーサルデザインについての記載があるが、もっと配慮されているとよい。
社会 (歴史的分野)	<ul style="list-style-type: none"> ●年表の扱い方にそれぞれ違いがあるが、時代区分に応じて示されている。 ●単元を貫く課題を意識して単元が構成されている。 ●デジタルコンテンツの扱いが示されていて、個人で活用できる工夫がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●昔の写真の資料の鮮明さに違いがある。 ●見開きページの構成の仕方にも違いがある。1時間の授業で学ぶイメージが見えるものがよい。 ●川崎市の事例が示されているものがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●教科書の使い方が示されているのがよい。 ●教科書の大きさやページ数に違いがある。 ●ICTを活用している教科書がある。
社会 (公民的分野)	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校で学んだことも踏まえて学習するような構成になっているのがよい。 ●「持続可能な社会」につながる構成、内容になっている。 ●学んだことをまとめるページがあるが、まとめ方にはそれぞれ違いがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●導入で社会が難しいと感じている生徒にとっては、小学校のつながりやイラストが示されているのがよい。 ●SDGsについて、様々な場面で掲載されている。 ●近年の社会の課題を示しているものがある。 ●川崎市が大きく示されているものがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●かわさき教育プランに関わるSDGsの取り上げ方に工夫がみられる。
地図	<ul style="list-style-type: none"> ●地図帳は視覚的な情報が大切なので、見やすさが重要となる。 ●色覚についての配慮の仕方にそれぞれ違いが見える。 ●主題図で取り扱う内容にそれぞれ違いが見える。 	<ul style="list-style-type: none"> ●土地利用の色分けに違いが見られる。 ●地図帳は他分野の教科書と違って、日常でも使える工夫があるものがよい。 ●主題図を読み取る「問い」が見られるのがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●様々な視点で活用できるような工夫がある。 ●資料の見方を示す工夫がされているのがよい。
数学	<ul style="list-style-type: none"> ●章の導入場面や、コラムなどの補足的なところに、日常的な話題や、そこに数学が役立つことが分かるような内容になっているとよい。 ●数学的な見方・考え方について、分かりやすく示されていてよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校の振り返りのページが設定されていたり、既習を生かす場面があったりして、学びの系統性が意識できる内容になっていることが大切である。 ●問いを見い出して自分なりの考えを持って解決していく構成になっているとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●主体的・対話的な学びができるよう、課題に対しての考える視点がキャラクターの吹き出しで示されていてよい。 ●章の中で取り上げられる事象に日常に関連した内容があることや、導入としてイラストや図などでより分かりやすくする工夫があることは大切である。
理科	<ul style="list-style-type: none"> ●探究をする上で、キャラクターが話す内容や、話し過ぎていないかという視点が大切である。 ●振り返りについて、何を振り返るのか振り返りの視点が示されていることや、教師が確認しやすい工夫があるとよい。 ●事象事例の多い実験に対する方法や手順の工夫が大切である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校の振り返りのページが設定されていたり、既習を生かす場面があったりして、学びの系統性が意識できる内容になっていることが大切である。 ●問いを見い出して自分なりの考えを持って解決していく構成になっているとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●教科書の大きさは、写真が大きいものがよい。 ●授業以外の場面でも、楽しく見られる工夫があるとよい。 ●探究したくなる導入の工夫が大切である。 ●芸術やプログラミングなど、STEAM教育の視点が大切である。
音楽 (一般)	<ul style="list-style-type: none"> ●生徒が音楽を形づくっている要素の視点で学習を進めることが大切であり、音楽を形づくっている要素を学習のねらいなどの中で触れていたり、各教材の学習で生徒が意識できるように示していたりするなど、各社違ったアプローチの仕方である。 ●音楽の学びの「音楽を捉える」「それをもとに創意工夫を試行錯誤する」「自分はどうのように表現したいのか思いや意図を持つ」という過程を大切に、その過程で各自が思考できることが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●生徒が音楽を形づくっている要素をよりどころとして自ら学習を進めることができる手立てが大切であり、キャラクターなどにより多くを伝え過ぎてしまっていないかがポイントになる。 ●表紙や内容の紙質や綴じ方、折り込みの使用などが生徒の実際の学習活動に適しているかが重要である。 ●教材は、現代の生徒の興味・関心に沿うものかが重要である。 ●著作権やSDGsなど、生徒の生活や社会と関わる内容の教材が扱われている点が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ●掲載しているコーナーや手立てなどが生徒が学習を進めるにあたってどのように影響するのかが重要である。 ●教科書の紙質や綴じ方の各社の違いについて、歌唱や器楽の活動の際に生徒が使いやすいことがポイントである。

	学識者分科会	校長分科会	保護者分科会
音楽 (器楽合奏)	<ul style="list-style-type: none"> ● 箏の学習で楽譜が五線譜と和楽器固有の表記とどちらも掲載していることは、個別最適な学びの視点からも生徒がそれぞれ選択できることがよい。 ● 楽器を上手に演奏するという考え方ではなく、音楽を形づくっている要素の視点で学習を進めることが大切であり、よりどころとする要素を生徒が意識できることが大切である。 ● 譜面台の上に教科書を置きながら演奏する器楽の学習では、使いやすい教科書が重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校現場としては、器楽の学習は、他の領域や分野と一緒に学習しているため、器楽と一般の教科書が同じ会社が望ましい。 ● 生徒は、五線譜に苦手意識をもっている場合もあり、五線譜以外の例えば数字の楽譜やタブ譜などで楽器を演奏できることがよい。五線譜の読譜の得意不得意で学習が止まらず、今求められている音楽科ならではの思考・判断に向かうことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 我が国と諸外国の音楽文化を尊重する態度を養う工夫は、大切である。 ● 器楽の分野でも楽器の技術の上達を目指すのではなく、音楽を形づくっている要素の視点で音や音楽をとらえる学習が必要である。そのためには、生徒がその存在に気づく必要があり、示し方が重要である。
美術	<ul style="list-style-type: none"> ● マーク等を用いて目標を示すなどして、ねらいが分かりやすい。 ● 原寸大の鑑賞の図版が掲載されていて、実感を伴う鑑賞につながる。 ● 鑑賞で学んだことが表現に生かされ、また鑑賞に戻っていくような学習のスパイラルを生み出す構成になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 表現方法に力点を置いている社と、形や色彩、表したいこと等を考えさせることに力点を置いている社がある。 ● 地域との関連について、デザインの学習と結びつける工夫がある。また、川崎市のマークが掲載されていることも地域との関連につながる。 ● 表現と鑑賞で繰り返し学習する構成になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 形や色彩、表したいこと等の視点があることで、表現できることにつながるという。 ● 形や色彩、表したいこと等の視点が示されることで、見方が限定されたり説明しすぎてしまったりする可能性もある。 ● 生徒が表したいことに関して、支援していくような視点も大切である。
保健体育	<ul style="list-style-type: none"> ● 導入の「課題のつかみ方」に各社差がある。学習課題がはっきりしていると、学習の構えにつながり、考えることが学習の中心になる。 ● 学んだことを実生活に結び付け、学びを広げていくことが大切である。 ● 資料の色について、強い色を使っている会社と淡い色を使っている会社がある。 ● 他教科との関連、多様性など、各社しっかり記載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 問題解決型の学習が大切。 ● 導入の発問は、生活や経験から考えるなど具体的なものが望ましい。いきなり説明や要約があると子どもが考えなくなる。 ● 健康・安全について、自分でマネジメントしたり、応用できる力を育むことが大切である。 ● 性の多様性については、本人にとっては大きな問題であり、配慮が必要である。 ● 川崎市の写真が興味深い。生徒も喜ぶのではないか。 ● 教科書が変わると、先生方の負担が増えるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 導入の「発問」の”質”が大切である。 ● 生徒が生きづらさを感じないような表現や記載が大切である。(原因不明のがん、生活習慣に関係ない糖尿病など) ● SNSや性のトラブルなど、今日的な課題の対処法が分かりやすい。 ● どの会社も、コラムや写真などの資料が充実しており、自分事として捉えたり、イメージをもちやすくなっている。 ● 他教科との関連も大切である。
技術・家庭 (技術分野)	<ul style="list-style-type: none"> ● 問題解決の流れ、技術の見方・考え方の示し方に各社の工夫が見られる。 ● 技能に関する資料の掲載方法に各社の特徴がある。 ● 教える内容が幅広い上に、教員不足で他教科の先生が教えることもあると聞くため、見開きで学習内容が構成されていることや、動画や写真が充実しているのがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● どの内容も、知識や技能を習得した上で問題解決の実習に進んでいく構成になっているのがよい。 ● キャリア教育に関する資料の提示が各社工夫されている。 ● 他教科との関連が図れる内容や総合的な探究の時間につながる内容など、学習内容が多岐にわたっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 問題解決のためのものづくりを行うために、ガイダンスや導入が工夫されているのがよい。 ● プログラムの内容や情報セキュリティの内容はよいが、AIに関する内容がもう少しあるとよい。 ● 内容が多岐にわたっていて、この教科で何を学ぶのかが分かりにくいので、実習例がたくさん掲載されているのはよい。
技術・家庭 (家庭分野)	<ul style="list-style-type: none"> ● 学びの連続性や身に付けた力を次の課題に生かせるような実践例や実習例が掲載され、二次元コードも授業で有効活用でき、学習したことが実生活につながりやすい。 ● 小学校で学習したことや他教科等との関連について、単元内容の記載やマークでの表記など、各社工夫されている。 ● 題材構成が川崎市の実態に合ったものがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小学校とのつながりを大切にして、学習できるような内容になっているのがよい。 ● 課題を解決するための学習過程の示し方に各社工夫がある。また、題材の配列の仕方に各社の特徴がでている。 ● 切り方や縫い方など写真で示されているが、色彩や実習の手順の掲載の仕方など視覚的に分かりやすい工夫があるとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 職業に関することなど、専門家の声が掲載され、より身近に感じさせる工夫があるのがよい。 ● 二次元コードが示されていて、動画コンテンツが工夫がされている。 ● 伝統文化については、マークで掲載されていることだけでなく、日本の伝統を継承することの大切さについても考えられるような記載があるとよい。
英語	<ul style="list-style-type: none"> ● 本文が登場人物の生活に沿って、物語形式で進んでおり、学校や日常生活を題材にしており、身近に感じられるのがよい。 ● 単に学んだことを繰り返すだけでなく、これまでに学んだことを生かしながら生徒が自分の視点でまとめられるような出口が設定されている工夫がよい。 ● 小学校での学びを振り返り、活用する工夫が大切である。 ● 自分の思いを伝えることを支える補助的な資料があるのがよい。 ● 英語の学び方について紹介しているページがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 単元最初にゴールが示されている点、1、2、3年の学年の目標が示されており、3年間を通して学習の見通しが立てられる工夫がよい。 ● 付録等で即興での会話活動につながるような帯教材の工夫が大切である。 ● 巻末資料のつくりの違いが見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 互いの考えや気持ちを伝え合うようなコミュニケーションを授業の中心にできるような工夫が大切である。 ● ICTの活用方法も含め、学び方の手立てについて示しているところがよい。
道徳	<ul style="list-style-type: none"> ● 目次、巻末の一覧等は、学校がカリキュラム作りに役立てたり、重点化したりする際に参考になる。 ● ウェルビーイングと道徳科が関連しているので、教材を使った後にどのように深めるかが分かる流れが示してあること、読み物だけでなく写真や投書等幅広い教材があるとよい。 ● 小学校で学んだ教材については自分の感じ方の成長がとらえやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 教材として取り上げられている人物は、子どもの関心が高く、時代にあっている人がよい。 ● ノートについては、活用しやすい教員もいれば、書くことが目的になってしまう教員もいる。 ● 子どもが考えるヒントになる構成になっているとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 文章や写真など、各社見やすさという点で特徴が出ている。 ● いじめの問題についても各社取り上げ方に特徴がでている。 ● 上記2つの点では、子どもが話し合いがしやすい構成がよい。
全体	● 教科書にG I G A端末構想の答えとして、二次元コードがあり、内容は興味深くて子どもの学びにつながるとてもよい教材だと感じた。		

	学識者分科会	校長分科会	保護者分科会
高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ●学習と活動が分けられていたり、生徒が自分で学んでいける作りになっている。 ●知識をつなげアウトプットができるような作りになっている。 ●生徒の実態にあった教科書を各校が選んでいることが分かる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●同じ出版社でも教科書の難易度を変えて複数発行している点や、小さくても写真などを入れて分かりやすいような編集がなされている。 ●子どもの実態に合わせて、選ぶことが最優先である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●小切手や投資についてなど実社会に即した学びが、専門学科に限らず普通科でも行えるようになるとうい。 ●生徒の実態に合わせて、教師が教科書を選ぶことのメリットやデメリットを踏まえながら、子ども達の可能性を伸ばして欲しい。
	学識者分科会	校長分科会	保護者分科会
特別支援学校等	<ul style="list-style-type: none"> ●9条本の選び方、どういった場面で選ぶのかという点について、個々のお子さんによって違いがある。(各分科会共通意見) ●小学校に比べると、中学校の教科書では二次元コードが掲載されていて、最近の子、事情に合わせた新しい工夫が見られる。 ●写真やイラストが多様されていて、分かりやすい。 ●中学校の星本について、職業・家庭という教科書があり、その内容はキャリア教育を意識した内容も含まれている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●9条本の選び方、どういった場面で選ぶのかという点について、個々のお子さんによって違いがある。(各分科会共通意見) ●9条本について、本人の興味や関心によって使い方が様々になる。 ●たくさんある一般の図書の中から、適したものを選ぶ難しさがある。 ●教科書だけで教えるということではなくて、先生の自作教材を含めた指導が必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●9条本の選び方、どういった場面で選ぶのかという点について、個々のお子さんによって違いがある。(各分科会共通意見) ●星本と9条本について、よい工夫としては、見開き等について分かりやすい構成になっているが、多色使いでいいのだけれど、色の視点でユニバーサルデザインになっているのか、考える余地があるのかもしれない。 ●障害のあるお子さん1人ひとりが個性を発揮できる、そのままでもいいよと後押しをしてくれる教科書であって欲しい。